

国総入企第48号  
財計第2791号  
平成18年12月28日

各省各庁の長 殿

国土交通大臣

財務大臣

### 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)の平成13年4月1日の施行後、同法的確な運用をお願いしてきたところである。

また、昨年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、本年5月に、一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充等の観点から、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。)について所要の改正が行われたところであり、改正された指針(平成18年5月23日閣議決定)に従って、各発注者は公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を実施することが求められているところである。

しかしながら、今般、入札契約適正化法に基づき行われた、公共工事の各発注者による入札契約適正化法及び指針の措置状況調査の結果(別添参照)によると、同法により各発注者に義務付けられた事項については、一部の機関を除き十分な措置が講じられているものの、指針において発注者に実施に努めるよう求めている事項については、改善が図られつつも、未だ実施が不十分な事項も見受けられるところである。

さらに、昨今、入札談合事件が相次いで発生している状況に鑑み、談合等の不正行為の排除の徹底等を図るため、政府の取り組みである「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議。以下「関係省庁連絡会議取りまとめ」という。)を踏まえ、特殊法人等においても入札契約の改善に取り組むことが求められているところである。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各発注者におかれては、入札契約適正化法において義務付けられている措置であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各発注者に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請する。

なお、特殊法人等を所管する大臣におかれては、所管の特殊法人等に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の徹底をお願いする。

また、政府として関係省庁連絡会議取りまとめに係る取り組み状況をフォローアップする一環として、別途、平成19年度における入札及び契約の適正化に関する取組方針を今年度内に報告を求めることとしているので、予めご承知置き願いたい。

#### ．今後特に措置を講ずる必要があると認められる事項

##### 1．一般競争入札の拡大

一般競争入札は、不良・不適格業者の参入のおそれがあるとともに、入札契約に係る事務量の増大などの問題もあり、これまで一定規模以上の工事を対象に導入が図られてきたところであるが、公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性・客観性、競争性が高い入札制度を導入していく必要があり、また、会計法令上一般競争入札が原則とされていることから、下記3．の条件整備を図りつつ、できる限り速やかに一般競争入札の拡大を図られたい。

##### 2．総合評価方式の拡充

公共工物品質確保法に基づき、各発注者は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、できる限り速やかにその拡大を図られたい。その際、十分な体制の整わない発注者は、技術提案の評価等について、外部機関の活用等も検討されたい。

なお、総合評価の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、インターネットの活用等を通じて総合評価の結果の公表を徹底するほか、工事の特性、規模等に応じて採用した総合評価の方式に合わせて、評価方法、落札者決定等について効率よく学識経験者等

の第三者の意見を反映させるための方策を講じられたい。

### 3．一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

上記の一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比べた過度な入札参加の増大等の課題や総合評価方式の拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対し適切に対応していくことが非常に重要となることから、例えば、市場機能を活用した入札ボンドの導入や適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講じられたい。ただし、競争参加条件の設定に当たっては、過度に競争性を低下させることのないように留意しつつ、その適正な運用を図られたい。

さらに、不良・不適格業者を排除し、適正な施工の確保を図る観点から、工事成績評定、資格審査の強化を図るとともに、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定や資格審査のための業務執行体制の充実に努められたい。

### 4．談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

(1) 公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合等の不正行為に関与することはあってはならないことであるが、発注者職員が逮捕・起訴される事件も発生しており、未だ不正行為が後を絶たない状況である。

各発注者においては、このような現状を重く受け止めるとともに、先般改正され、新たに談合に関与した職員への罰則の強化等が盛り込まれた「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処されたい。

(2) このような観点から、それぞれの職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組まれたい。

(3) また、入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を的確に実施するため、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定及び公表が未だ実施されていない発注者においては早急を実施するとともに、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備し、不正行為の排除を

徹底されたい。

- (4) 併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取り組みを実施することにも努められたい。

#### 5. 低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング受注の防止の徹底

- (1) いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、低入札価格調査制度を適切に活用し、その排除を図ることが必要である。

低入札価格調査制度の運用に当たっては、低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表を推進するとともに、調査の実績を踏まえた調査基準価格の適宜見直し、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化、調査結果の公表等により、適切かつ厳格な調査の実施と調査結果の有効な活用を図られたい。

- (2) さらに、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督の実施、さらには建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るほか、適正な施工への懸念が認められる場合等には、昨今各発注機関において新たに実施されている、過去の施工に問題があった企業に対する配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等は、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状態が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、その導入を積極的に進められたい。

以上の項目を中心とした入札契約の改善のための取り組みを通じて、各企業が技術と経営を磨き、より良い仕事をしたことが次の仕事につながるような「良い循環」を造り、技術と経営に優れた企業が伸びていけるような競争環境の整備に努められたい。

．措置状況調査の結果から引き続き実施を推進することが必要であると認められる事項

## 1．入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

### (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表は、入札手続きにおける透明性及び公平性を確保するための基本的な事項であることから、公表の遅れている発注者においてはできる限り速やかに公表を行われたい。

なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図られたい。

### (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進

入札監視委員会等第三者機関については、各省各庁、特殊法人等の一部において未だ未設置が見られるため、第三者機関等の活用を通じた入札契約の透明性の向上を早急に実施されたい。なお、第三者機関を単独で設置・運営することが困難な発注者については、複数の発注者による第三者機関の共同設置等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除が図られるよう努められたい。

### (3) 苦情への適切な対応の推進

入札及び契約に係る透明性を確保し、かつ公正な競争を促進するため、入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方策の策定及び公表を推進されたい。また、入札監視委員会等第三者機関の活用等、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを早急に整備されたい。なお、改正された指針においては、建設業者に対する指名停止措置（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。）についても新たに苦情処理の対象としていることに留意すること。

## 2．入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合、ダンピング等の不正な入札の防止に特に有効であるため、各発注者はこれを早急を実施し、不正行為防止に努められたい。

なお、発注に係る業務執行体制等の理由により工事費内訳書の十分な活用が図られていない場合には、他の発注者による活用方法等も参考にしつつ、工事費内訳書の有効な活用を図られたい。

### 3. 適正な施工の確保

#### (1) 施工体制台帳の活用の促進

入札契約適正化法第13条において受注者に提出が義務付けられている施工体制台帳を積極的に活用し、適正な施工体制の確保を図ることにより、公共工事の品質確保に努められたい。

また、施工体系図については、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるように適切な掲示を行うとともに、開示請求等に対する施工体制台帳の適切な開示に努めること。

#### (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進

公共工事の適正な施工を確保するとともに、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、工事の監督・検査の強化を図ることとし、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進されたい。

なお、当該要領を策定していない発注者については、既に策定・公表している他の発注者の要領を参考にしつつ、早急に策定に取り組むとともに技術者の不足等発注業務執行体制の整わない場合には、監督・検査に係る外部機関の活用等も含め、工事の監督・検査の充実に努められたい。

#### (3) 発注者支援データベースの活用の推進

不良・不適格業者の排除を図るとともに、適正な施工体制の確保のため、発注者支援データベースを積極的に活用して、入札参加者の選定及び落札者の決定に当たり、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認することとされたい。

### 4. 電子入札の導入等の推進

電子入札は、事務の簡素化や入札に係る費用の低減が図られるとともに、併せて入札公告等の情報をインターネットで公表することにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性の一層の向上に資するものであることから、各省各庁においては、公共事業コスト構造改革プログラム等も踏まえて電子入札の導入を進めるとともに、特殊法人等においても可能な限りその導入に努められたい。